

令和 2 年 度 事 業 計 画

発明の奨励、次代を担う青少年の育成、知的財産権制度の普及啓発等を通じ、科学技術の進展と産業経済の発展に資するため、発明奨励振興事業、青少年創造性開発育成事業等の充実強化に努める。

また、政府の知財政策における「第4次産業革命を視野に入れた新しい知財システムの構築」、「グローバル化に対応した知財システムの確立」、「地域・中小企業の知財活動の支援」等の方針を踏まえ、県内中小企業等に対する知財活用支援や普及啓発等を推進する。

令和2年度における**主な重点事業**は次のとおりとする。

1. 第55回山形県発明くふう展

主 催：山形県、天童市、一般社団法人山形県発明協会

会 場：天童市（天童ターミナルビル「パルテ」市民プラザ2階 市民ギャラリー）

会 期：令和2年10月23日（金）～10月25日（日）

募 集 期 間 令和2年7月1日（水）～9月18日（金）

審 査 委 員 会 令和2年10月20日（火）10：30～16：30

表彰選考委員会 令和2年10月21日（水）10：30～13：00

表 彰 式 令和2年10月25日（日）13：30～15：00

※ 令和3年度以降の開催市は、13市ローテーションの予定。{東根、米沢、山形、酒田、寒河江、南陽、村山、尾花沢、新庄、長井、鶴岡、上山、天童の順}

2. 第17回山形県未来の科学の夢絵画展

主 催：一般社団法人山形県発明協会

会 場：山形県産業科学館 2階フリースペース（山形市 霞城セントラル内）

会 期：令和2年12月1日（火）～12月6日（日） 6日間

募 集 期 間 令和2年7月1日（水）～10月28日（水）

科学部会審査 令和2年11月10日（火）

絵画部会審査 令和2年11月11日（水）

3. 第17回山形県内少年少女発明クラブコンテスト（コロナ禍により中止）

主 催：一般社団法人山形県発明協会、山形県内少年少女発明クラブ運営協議会

主 管：東根少年少女発明クラブ

会 場：村山市 「村山市民体育館」

期 日：2年8月1日（土）9：30～12：30 （中止）

種 目：「折り紙ヒコーキ」（R2年～ 新種目）

(参考) 山形県内少年少女発明クラブ運営協議会への協力

少年少女発明クラブ相互の連絡や指導員の資質向上等を目的として年2回開催する山形県内少年少女発明クラブ運営協議会に協力する。

第1回 令和2年5月8日(金) 13:30～ 於、村山市民体育館 (中止)

第2回 令和3年2月26日(金) 13:30～ 於、天童市内

4. 創意工夫力向上支援事業(山形県補助事業、新規)

本県ものづくり産業を支える理系人材の育成確保に向け、子どもたちの創意工夫力向上を目指す少年少女発明クラブの活動強化を支援する。(3年間の継続事業)

(1) 「発明クラブ活動支援員」(1名)の配置

新たな発明クラブの創設支援(4地区)、既存の発明クラブ(7)の活動支援

(2) 創意工夫力向上対策会議(仮称)の開催等

各地域発明クラブと関係機関による会議等開催(課題抽出、協力体制構築)

(3) 少年少女発明クラブの創作活動支援

各地域発明クラブ(新設クラブを含む)に対する活動経費助成(定額@5万円)

5. 発明奨励・振興事業

(1) 発明表彰

① 全国発明表彰、地方発明表彰等の各種表彰について、会員企業を始めとする県内企業等に対して情報提供を行い、応募を取りまとめ主催者への推薦を行う。

② 東北地方発明表彰式、東北ブロック会議への出席

・東北地方発明表彰選考委員会、ブロック会議

期日：令和2年8月26日(水)

場所：青森市「青森国際ホテル」

・東北地方発明表彰式及び祝賀会

(会長等懇談会、表彰式、祝賀会)

期日：令和2年11月20日(金)

場所：青森市「青森国際ホテル」

(2) 発明奨励功勞表彰 (該当者なし)

令和2年度山形県発明協会発明奨励功勞表彰式を開催(総会終了後)し、発明考案の指導・奨励・育成に尽力し功績顕著である者を表彰する。

6. 知財総合支援窓口運營業務

独立行政法人工業所有権情報・研修館(略称「I N P I T」)からの委託事業として、「知財総合支援窓口運營業務」を実施する。(令和2年度からの2年契約)

《主な業務内容》

①知財総合支援窓口

常設の「知財総合支援窓口」を山形市(発明協会内)に開設し、中小企業等(中小企業・ベンチャー企業、個人事業主、操業予定の個人等)からの知的財産に関する相談を受け付け、その課題解決について助言指導を行う。なお、知財の専門家である弁理士を月4回、弁護士を月1回配置する。

②臨時の外部支援窓口

臨時の外部支援窓口を鶴岡・酒田・新庄・米沢及び長井の5市に、年間延べ36回(1会場当たり年6回又は9回)開設し、知的財産に関する相談について指導助言する。各会場には専門家(弁護士又は弁理士)を配置する。

③中小企業等への個別支援

相談支援については、知財支援アドバイザー5名が、知財総合支援窓口、外部支援窓口又は相談者への直接訪問により、中小企業等への個別支援を行うものとし、中小企業等の実情に応じて、知財専門家の派遣や中小企業支援機関との連携による支援を行う。

④公的機関及び関係支援機関等との連携強化

県、商工会議所・商工会、企業振興公社、金融機関等の中小企業支援機関による連携会議や金融専門部会・経営指導員専門部会を開催するほか、中小企業等の経営相談窓口「山形県よろず支援拠点」との定例会を年2回以上開催するなど、知的財産活用に係る連携強化を図る。

⑤知的財産活用にかかる周知活動

知財活用の重要性等にかかる「気づき」を醸成し、知的財産を活用する中小企業等の裾野拡大を図るため、ホームページ、リーフレット等による周知広報や知財経営セミナー・知財金融セミナー等を開催するほか、中小企業等への個別訪問による周知活動を実施する。